- 主 文 原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

被告は、 原告に対し、金500万円及びこれに対する平成16年4月27日から支払済みまで年5分の割合による

事案の概要

びに謝罪広告の掲載を求めたところ、被告は、正当な組合活動であり違法性がないとして争っている事案である。 1 争いのない事実等(証拠により認定した事実は、当該証拠を文中又は文末の括弧内に記載した。)

(1) 当事者等

原告

アー 原告は、千代田生命保険相互会社(以下「千代田生命」という。)が平成13年3月31日に金融機関等の更生手続の 特例等に関する法律に基づき更生計画の認可を受け、同年4月17日にこれが確定し、同月19日に商号及び組織変更 生命保険業等を目的とする株式会社である。 をした, 被告

・被告は、主として金融機関の従業員により結成された個人加入方式の労働組合である。被告には、平成12年2月以降、千代日生命ないし原告の従業員、元従業員が加入している。 原告と被告の関係

が出る版目の図版 被告は、平成12年2月8日、原告に対し、原告の従業員が被告に加入したことを通知し、団体交渉を申し入れた。原 告と被告は、平成12年2月22日に第1回団体交渉を行った後、同16年4月13日までの間に31回の団体交渉を 行っている 併存組合

エーリー 原告には、被告のほん (2) 本件雇止め等 デラ(1 被告のほか、原告の従業員多数をもって組織されているエイアイジー・スター生命労働組合が存在する。

ア 原告は、前記(1)アの更生手続の終結後も組織・業務の再編を進め、その一環として顧客サービス本部の機能を東京から長崎に移転することにした。原告は、平成15年8月31日、前記移転に伴い、嘱託事務員(原告においては、有期雇用契約を締結した常用の職員をいう。乙1、弁論の全趣旨、以下同じ)であるP1及び同P2を、同年9月30日に同P3及び同P4(以下同人らとP1及びP2を併せて「P1ら」又は「本件嘱託」という。)をそれぞれ雇 30日に同P3及び同P4(以下同人らとP1及びP2を併せて「P1ら」3 止めにした(以下「本件雇止め」という。)。 イ P1らは、本件雇止め前である平成15年6月23日、被告に加入した。 (3) 原被告間の団体交渉及び被告の不当労働日本の日 日午10月8日

原告と被告は、平成15年7月7日、同年8月29日、同年10月8日及び同年11月10日、本件嘱託の雇用継

テースでは合は、平成15年7月7日、同年8月29日、同年10月8日及び同年11月10日、本件嘱託の雇用経続に関し、団体交渉を行った。 続に関し、団体交渉を行った。 イ 被告は、平成15年7月14日、東京都地方労働委員会(当時の名称、以下「都労委」という。)に対し、原告を被申立人として、原告に誠実団交義務違反があると主張して、不当労働行為救済の申立てをした(都労委平成15年不第77号、以下「本件救済申立て」という。)。都労委は、本件救済申立てについて、平成15年8月4日に第1回調査期日、同年9月18日に第2回調査期日、同年10月27日に第3回調査期日、同年1月17日に第4回調査期日、同16年1月20日に第5回調査期日、同年3月3日に第1回審問期日、同年4月19日に第2回審問期日を行っ

.。。 (4) 被告によるビラ配布,街宣活動及び本件公衆送信等 ア 被告は,平成15年7月22日以降,別紙2「本件ビラ配布・街宣活動一覧表」記載のとおり,本件雇止めについ て,原告本社周辺等でビラの配布及び街宣活動等を行った。 本件第1ビ

いし5、弁論の全趣旨)

いしち、弁論の全趣官) (イ) 前記テレビコマーシャルは、「ゾウのハプニング篇」と題されるものである。その内容は、親ゾウが自らの鼻を伸ばして子ゾウの鼻に絡め、誤って川に転落した子ゾウを助けるというものである(甲6)。 原告は、その開設するホームページ中に資料の利用制限として、「本ホームページは、AIGが所有し、運営するものです。AIGが許可を明記している場合を除き、本ホームページあるいはその他AIGが所有、運営、ライセンスまたは管理するホームページのいかなる内容も、複写、再現、再出版、アップロード、表示、送信または流通することはできません。」「本ホームページに表示されているビジュアルは、AIGの所有物か、許可を得てAIGが使用しているものです。ここに特にAIGによって許可されている場合を除き、これらを、あなたあるいはあなたが権限を付与した者が使用することは禁じられています。」「許可なくビジュアルを使用することは著作権法、意匠権法、プライバシーおよび公表に関する法律、通信についての規定および制定法に違反する可能性があります。」と表示していた(甲

〔ウ) \*\*\* 被告は、平成16年1月21日以降、自ら開設するホームページ中に本件第1ビラの映像をアップロードし公 衆送信した。

本件第2ビラ

・本件の争点は、被告の行った本件ビラ配布及びその公衆送信が、原告の名誉、企業イメージ及び信用を毀損するもの いえるか、仮にそうだとしても、被告の行為は、正当な組合活動として違法性が阻却されるか否かという点である。 れらの点に関する当事者双方の主張の要旨は、以下のとおりである。 企業イメージ及び信用を毀損するもの といえるか^^

これらび 【原告】

これらの点に関する当事者双方の主張の要しは、以下のとおりである。
【原告】
原告は、被告数量された。被告の本件ビラを配布し、これを公衆送信したことによって、名誉、なって、名誉、でするというない信用を著しく観視された。被告の本件ビラを配布し、これを公衆送信したことによって、名誉、でするというない。
「原告は、被告数損された。被告の本件ビラを配布し、これを公衆送信したことによって、名誉、でするというない。
「会」との、会」との、会」というに関する法律に基づく更生手続を経べて、平成13年4月に同時のと逸脱した達法な営業が書にほかる法律に基づく更生手続を経べて、平成13年4月に同間の契約の規間を14年に関がるなり、本件嘱託も、原告との同間のため月に知道に対したとを契権に、本件嘱託の雇用契約の期間を14年に関する法律に基づく更生を記載した。本件嘱託も、原告との間でたり、本件で、の後方業務担当の顧客サービス本部の音を持続した。とこて、原告は、本件で、日本の間でたり、有保険の後方業務担当の顧客サービス本部の音を記している。ここで、下成、15年3月から組織再編者した。なり、まず会別となる正社員が100名に表示することとのたが、原告は、不供で、15年3月から組織再編者といり、まず会別となる。これに伴いのである。中に、本件で、15年3月がより、本件で、15年3月がより、やむなく知り、対方を移動するとと思ったが、原告のよりに、本件で、15年3月がより、それのので、15年3月がより、それのので、15年3月がより、中に、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対け、15年3月に対し、15年3月に対け、15年3月に対し、

せた。 (3) (3) 原告の被った無形的損害は,金銭に換算すると金500万円を下らない。また,被告の原告に対する名誉及び 信用毀損は極めて深刻なものであり,金銭賠償のみでは慰謝しきれないものであって,原状回復措置として,謝罪広告 の掲載が不可欠である。

【被告】

(1) 労働組合の教宣活動は、労働組合がその真摯な要求を事実に基づいて社会に訴え、支持を広める目的で行われるものであり、憲法28条で保障された団結権に根ざす正当な組合活動として労働組合法上の保護を受ける。労働組合

に、本件嘱託は採用時に契約期間は形式的で更新して定年60歳まで働けると言われたと記載したことは、事実に基つくものである。 イ P3は、平成13年7月、関越総務部から本社への転勤の打診を受けたが、その際、P5総務部長から、本社に行けば統廃合の対象になる地方のセクションとは異なり、ずっと働けるのではないかなどと言われた。さらに、P3は、平成13年12月の契約更新の際、関越東関東総務部の総務部長であったP7(以下「P7総務部長」という。)から、東関東総務部にいれば営業所統廃合や人員整理等で仕事がなくなり辞めさせられることもあるが、本社に行けばずっと働けるなどと言われた。また、P1は、平成13年6月ころ、本社勤務の研修のため4か月間、関越東関東総務部、干葉駐在で勤務するよう命じられた際、総務部長であるP8(以下「P8総務部長」という。)から、「本社に行けば、営業所の統廃合などなく、大丈夫だよ」と言われた。したがって、被告が、本件ビラに、本件嘱託は事務の集約のため本社への転勤を勧められたとき、本社なら統廃合もなくずっと働けると言われたと記載したことは、事実に基づくまのである

くものである。 ウ 原告は、本件雇止めに関する被告との団体交渉においても、被告に対し、本件嘱託について、採用時に契約期間は 更新されて定年60歳まで働くことができると述べたこと、契約期間を4か月に変更したのは形式だけと述べたこと、 本件嘱託に本社転割を勧めたとき本社に行けば雇用が継続されると述べたことを否定しないばかりか、むしろこれを認 めるような発言をした エ 被告は、前記アな

めるような発言をした。 エ 被告は、前記アないしウの各事情に基づき、本件ビラに、本件雇止めは不当解雇、原告は約束を守らない保険会社、従業員は安心して働けないなどと記載したのであって、いずれも労働者ないし労働組合の認識としては当然のものであり、虚偽の事実を記載したものではない。 オ 被告が本件ビラの中で原告のテレビコマーシャル映像の1コマを引用したのは、原告が当該コマーシャルで表向きに言うことと、労働者に対し実際に行うことが全く違い、労働者に対しては約束を守らず突然雇用を打ち切ったことに抗議するためである。被告の当該行為は、保険契約者らに対し、被告の保険商品の信頼性の欠如を訴えたものでなく、雇用確保の要求について社会的な支持を得るための教宣活動にほかならない。被告がテレビコマーシャルにおける原告の主張を引用してその労務政策を批判することは、テレビコマーシヤルの不正流用には当たらない。

たらない。

前記1でも述べたとおり、原告は、第1に本件摘示事実を捉え、虚偽であると主張するので、まず、この点から判断することにする。 (1) 認定事実

、証拠(文中文は文末に掲記したもの)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。 ア 千代田生命は、平成12年6月ころ、ハローワークの求人票に嘱託事務員の雇用条件として、年度毎更新、定年制 一律60歳などと記載していた(乙1、証人P9【4頁】)。 本件嘱託の経歴等

社の顧客サービス本部お客様サービス部集団収納課で勤務していた。(甲20、乙5、証人P9【1頁】、弁論の全趣 旨)

ては、雇止めをした。(甲1 エ P3らの証言ないし陳述

P3らは、原告の上司から、以下のようなことを言われたと証言ないし陳述している。

(ア) P3

 $^{\circ}$   $^{\circ}$ \_ P3が,

から4か月に変更された理由について、「AIGとなったので4か月に変わっただけです。」と言われた(乙3、証人

ア3【1, 2頁】)。
c P3は、平成13年8月の契約更新前に、P5総務部長から、「本社へ転勤してほしい」「本社へ行けば仕事は無くならないし、ずっと働いていかれるから」と言われた(Z3、証人P3【2,3、17ないし20頁】)。
d P3は、平成13年12月の契約更新の際、P7総務部長から、「地方総務部にいたら業務の縮小化と、営業所の

統廃合で嘱託さんたちが働いていく事は難しくなるけど、本社へ行けばそんな事もなく大丈夫だよ。」と言われた(乙

統廃合で嘱託さんたちが働いていく事は難しくなるけど、本社へ行けばそんな事もなく大丈夫だよ。」と言われた(乙3、証人P3【1、3、4頁】)。 e P3は、平成14年12月の契約更新の際、P12課長から集団事務を長崎へ移管すると説明を受けた上、「嘱託さんたちの配属先は探します。最初は一般職の人の配転が先ですが、それが終われば嘱託さんたちの配転先も努力して探します。」と言われた(乙3、証人P3【1、4頁】)。 f P3は、その後も、P12課長に対し、面接の度に配属先はどうなっているかと尋ねると、今探しています、もう少し猶予を下さいと言われた(乙3、証人P3【1頁】)。 (イ) P1 a P1は、1回目の契約更新の際、P6総務部長に対し、契約期間が4か月になっていることを問い質すと、同部長は、「私が1年に3回足を運び、1年に3回P1さんが名前を書くだけです。」と言った(乙4、弁論の全趣旨)。 b P1は、平成13年6月末ころ、本社への転勤の内示があった際、P8総務部長から、「本社に行けば、営業所の 統廃合などなく、大丈夫だよ。その前に4か月間勉強のために、千葉(関越総務部)に行ってもらいたい。」と言われ た (フ.4、弁論の全趣旨) 。 た(乙4,弁論の全趣旨)

P 2

、P2は、平成13年4月ころ、P13総務部長から、「これからは、嘱託事務員もパートも正社員と皆同じ仕事をしていただきます」「仕事を正社員と同じにやらされる以上は将来的には正社員になる可能性があると思う」と言われた 弁論の全趣旨)

(25, 升論の主趣目)。 オ 本件ビラ配布以前に被告が配布したビラの内容 被告が、本件ビラ配布以前に配布したビラには、以下のとおり、本件摘示事実と同様の記載がされていた。 (ア) 被告は、平成15年7月22日及び同月23日、原告本社周辺、 $\gamma$ において、①「AIGスター生命は現在、本社で行っている契約事務や保険料収納等の業務を長崎に移転させるのに伴い、嘱託事務員の『クビ』を切ろうとしています。嘱託事務員は、短期の雇用契約とはいえ、何回も契約を更新し、採用に当たっても、『形式的に契約を繰返すだけで勤め続けられますヨ』といわれています。」、②「支社勤務のとき、部長から『本社に行けばずっと働けるよ』の言葉を信じて、転勤したのに会社の勝手な都合で7月末の解雇通告はひどい」などと記載されたビラを配布した(甲

4, 証人P14【3頁】)

3、4、証人P14【3貝】)。 (イ) 被告は、平成15年8月12日、原告本社周辺等において、「上司は『働く場所の確保に努めてみる』と言ったが、具体的に動いた気配はなく、口先だけだった。」などと記載されているほか、前記ア①と同様の記載がされたビラを配布した(甲3、4、証人P14【3、4頁】)。 (ウ) 被告は、平成15年10月27日、原告本社周辺等において、①「会社も採用にあたって、『形式的に契約を繰り返すだけでズッと勤め続けられます』と言っています。」、②「面接でも上司は『ここでの仕事がなくなってもあなたたちの働く場所は探します。』と言いました。」などと記載されたビラを配布した(甲3、4、証人P14【4頁】)。 「て、 被告け、平成15年11月17日 原告本社周辺等において、①「部長の言葉は会社の言葉」会社はその言葉

(エ) 被告は、平成15年11月17日、原告本社周辺等において、①「部長の言葉は会社の言葉!会社はその言葉に責任を持て!」、②「嘱託事務員は、4か月の短期雇用契約とはいえ、部長からも『形式的に契約を繰り返すだけで、ズッと勤め続けられます』と言われ、これまで7回以上も契約を更新してきました。『契約期間が満了』だからといって一方的に『雇い止め(解雇)』することは許されません。」などと記載されたビラを配布した(甲3、4)。カー原告と被告間の団体交渉等

カ 原告と被告間の団体交渉等
(ア) 原告と被告は、平成15年10月8日、本件嘱託の雇用継続に関し、3回目の団体交渉を行った。被告は、本件嘱託はそれぞれ担当部長から長期の雇用継続を告げられた事実を指摘し、原告に対し、その確認を求めた。これに対し、原告は、確認の必要はないとして被告の要求を拒否した。(乙6、証人P14【1頁】)原告と被告は、上記の団体交渉において、概略、以下のようなやりとりをした(甲22、乙8、弁論の全趣旨)。原告代理人佐藤:長崎へ移転というのが、今おっしゃったように、本社に行けば、ずーと、勤められる可能性があるんだというふうに伝えられ、たぶん、言った方もそういうふうに思ってたと思います。
: これは今、いろいろ言われた上司の方、青天の霹靂のことだと思います。それは会社のコストの経営決断で決まったこと。その当時の人は、そう思っていた。
: 会社との関係がうまくいけば60まで更新を繰り返すっていう期待があったかもわからない。被告側男性:じゃ採用に際して、: 部長という会社の・・・

部長という会社の・・

: 部長という会社の・・・
原告代理人佐藤: それは言ったか言わないか確認してませんから、わかりません。
被告側男性: 6 0 まで働けると言ったことに対して、会社は責任を取るんですか、取らないんですか、そこはっきりしてください。
原告代理人佐藤: 言ったか言わないか確認してません。
被告側: 確認してください。
原告代理人佐藤: 今, 僕はP4さんとか、そういう人達にみんな聞いてます。
被告側男性: わかりました。じゃ、確認してください。
振告代理人佐藤: 必要がないと思います。
原告代理人佐藤: 必要がないと思います。

原告代理人石上:口頭の約束があったということを会社が認めたということは一切ありませんので、調べる必要はない と思います。

被告側P15:調べないことは認めたことになりますよ。

原告代理人佐藤:なんでですか。 被告側P15:調べないっていうのは、自分たちが調べればそれが確認できるか、逃げてるんじゃないですかっていう

こと。 被告側男性: 1年契約は形式的なもんだと言われて、はいと言った。そのことを言ってるのは、部長さんだ。この点を 板合側男性: 「年実利は形式的なもんだと言われて、はいと言うだ。そのことを言うてるのは、部長さんだ。この点を次回までに調査してください。 原告代理人佐藤: そんな約束はしません。ただ、個人的には僕は聞いてみますよ。 : 僕らのほうは、期間の定めのある雇用契約だと思ってます。 : 「毎年でもいうままでした事実については、確認しておりません。仮にそうだったとしても、私のほうは書面のほうが

優先するという考えです。 (イ) 原告と被告は、平成15年11月10日、本件嘱託の雇用継続に関し、4回目の団体交渉を行った。原告と被告は、前記団体交渉において、概略、以下のようなやりとりをした(乙6、9、証人P14【1、4、5頁】、弁論の 10, 7 全趣旨)

全機関)。 被告側弁護士P16:60才まで働けると言った口頭の契約が存在したのかしないのか。 族告代理人佐藤:ハローワークに出た部分のところ,60才定年制と書いてある部分については,現認してます。 被告側弁護士P16:部長さんに言われたっていう点については。 原告代理人佐藤:部長さんに言われたっていう点は,確認してません。 :たぶん,そうだろうというふうに,僕は思ってます。 :そこらへんの意味について,しっかり理解して言ったのかどうかも,僕は分かりません。 :書面上残ってる部分で,4か月の契約,みなさんが,署名,押印,捺印しているという部分の評価の問題だと思いま

- 被告側弁護士P16:部長さんが,たぶん,本人に対しては,そういう言い方をしたであろうということは,調査はし

ないけれども。 原告代理人佐藤:そういうふうに、僕は思ってません。調査はしてません。 被告側弁護士P16:してないけれども、たぶん、そのように言ったであろうと推測されるというふうに先生は思われ るわけですね

るわけですね。
原告代理人佐藤:そこまでは言えません。ただ、そうだろうとは思ってますよ。
被告側弁護士P16:同じことじゃないですか。
原告代理人佐藤:たぶん、ご指摘の4名の方が言っておられる、4か月にするときの、こちらサイドの説明の仕方等に
稚拙な部分があったのかなというふうに、僕自身は思ってます。
:だから、それを、今、認めるということじゃないですよ。
:思ってるだけであって。
被告側弁護士P16:部長の発言については、調査はしてないけれども、たぶん、そういうことを言ったんであろうと、先生も、思っておられると。
原告代理人佐藤:だろうなとは思ってます。
+ 本件嘱託は、平成15年10月20日、都労委に対し、入社時や千代田生命から原告に移行した際に上司から告げられた事実を陳述書にして提出した。そこに記載された事実は、本件摘示事実と概ね同内容であった。(乙3、4、6、証人P3【1頁】、証人P14【1頁】、弁論の全趣旨) 6, 証人P3【1頁】, (2) 当裁判所の判断

 前記(1) エのとおり、P3らは、原告の上司から、①入社時ないし更新時、契約期間は形式的なもので、普通に付けば60歳の定年まで契約が更新されると言われた、②本社への転勤時、本社へ行けば雇用が継続されると言われた。 普通に働 ③担当業務が長崎に移管されることになった時、転属先を探すと言われたとの本件摘示事実を裏付ける証言ないし陳述をしている。P3らの証言ないし陳述は、千代田生命の求人票に記載された文言(前記(1)ア)、P3らの経歴(前記(1)イ)、本件雇止めに至る経緯(前記(1)ウ)に照らしてみても、殊更虚偽を述べているとの事情はうかがわれない。また、本件嘱託は、本件ビラ配布以前から、前記証言ないし陳述と同様のことを述べ、被告はビラや都労委に提出した陳述書にも同様の記載をし、原告においてもこれを認識するに至っていた(前記(1)オ、キ、乙6、証人P14【1,6ないし8頁】、弁論の全趣旨)。ところが、原告は、団体交渉において、被告から本件嘱託が述べている事実について同人ろの上司であった者らに確認をするよう再三求められたにもかかわらず、その必要がないとしてこれでした(前記(1)カ) ていた(前記(1)力)

の間でも凹ないしての凹の実利更新を繰り返しており(前記と(T) 1)、 雇用経続に言理的な期待を持つことに一心の理由があったと解することができる。 以上の事実(基礎事実)を前提にすると、原告の態度を「嘱託事務員を使い捨て」「従業員をポイ捨て」「不当解雇」などと評価することは、基礎事実と本件被告の見解ないし評価の間に乖離はほとんどなく、しかも、基礎事実を構成している本件摘示事実について被告において真実と信ずるにつき相当な理由のある本件においては、これらの本件被告の見解ないし評価は、結局のところ、本件雇止めは不当であることを明らかにしたものということができる。そうだとすると、本件被告の見解ないし評価は、いずれも組合活動として社会通念上許容される範囲内のものというのが相当

である。

である。
(4) さらに、原告は、前記1で述べたとおり、本件ビラに記載されている本件コマーシャル引用を問題とする。
確かに、前記争いのない事実等(4)イ、ウによれば、本件第1ビラの表及び本件第2ビラの裏には、原告が開設するホームページに掲載されていたテレビコマーシャル映像の1コマ及び原告の広告・宣伝文句である「♪~N:何が記しるかわからない世の中だからあなたに大きな安心をお届けしたい。」が複写され、その下に「と宣伝していますが、従業員が安心して働けないような保険会社に、『大きな安心をお届けしたい』などという資格があるのでしょうか?」と記載されていたことが認められる。かかる表現は、原告の態度を揶揄し、不穏当な面がないではなく、原告の神経を逆なでする点は理解できなくもない。しかしながら、かかる表現は、結局、原告の労務政策を批判し、公衆に対しして変活を呼び掛けるものと位置付けることができ、原告の向品、サービス等の信頼性の欠如を述べるようなものではないこと、本件摘示事実について被告において真実と信じるについて相当な理由が存在すること、本件嘱託の雇用継続にいこと、本件摘示事実について被告において真実と信じるについて相当な理由が存在すること、原告に無断で複写された点を考慮しても、なお、組合活動としての相当性を逸脱し、違法なものであるとまで評価することは困難であるというべきである。
4 表現活動の目的、態様、影響等について

表現活動の目的、態様、影響等について

(1) 目的

(1) 目的 記定事実 証拠 (文中又は文末に掲記したもの) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。 (ア) 原告と被告間の団体交渉等 a 原告と被告は、平成15年7月7日、本件嘱託の雇用継続に関し、1回目の団体交渉を行った。被告は、原告に対し、本件嘱託の雇用継続の可能性を検討するため、原告社員の残業に関する資料の開示を求めたが、原告は、かかる資料は存在しないと回答した。 (乙6, 証人P14【1頁】) b 原告と被告は、平成15年8月29日、本件嘱託の雇用継続に関し、2回目の団体交渉を行った。被告は、原告に対し、エイアイジー・スター生命労働組合の機関紙(乙2)を示して、原告において残業が恒常化しているとの指摘を開示するよう求めた。ところが、原告は、平成15年9月10日付けの書面で、被告に対し、本件嘱託の雇用継続の可能性を検討するため、予定退職者数と実際の退職者数等を開示するよう求めた。ところが、原告は、平成15年9月10日付けの書面で、被告に対し、「の6資料を示さないまま、本件嘱託の再配置先はないと回答した。 (乙6, 証人P14【1頁】) c 原告と被告は、平成15年10月8日、本件嘱託の雇用継続に関し、3回目の団体交渉を行った。原告は、対し、千葉営業所、関越東関東総支社について若干事情を説明し、本件嘱託の再配置先はなかったと述べた。この際、対し、千葉営業所、関越東関東総支社について若干事情を説明し、本件嘱託の再配置先はなかったと述べた。この際、被告は、原告に対し、 神営業所の具体的状況を尋ねたが、原告は、経営判断に属する事実を拒否した。 対し、 本件属記(それ・延れ)5年1月10日、 本件属記(それ・経治の開系をを指否した。 (乙6, 証人P14【1頁】) なお、原告に対し、本件嘱記(それ・ぞれと呼吸の雇用継続に関し、40目の団体交渉を行った(前記2(1)カ(イ)))。原告と被告間の前記団体交渉におけるやりとりは、前記2(1)カ(イ)のとおりである。 (イ)原告は、平成15年1月17日になされた都労委の斡旋を直ちに拒否した(争いがない)。

当裁判所の判断

イ 当裁判所の判断 本件嘱託は、平成 15年1月、被告から雇止めの説明を受け(前記2(1)ウ)、同年6月23日、被告に加入した (争いのない事実等(2)イ)。被告は、別紙2「本件ビラ配布・街宣活動一覧表」記載のとおり、本件ビラ配布等を 行うとともに、原告との間で団体交渉を行い(前記ア(ア))、本件嘱託の雇用継続を求め、さらに、原告を被申立人 として、都労委に対し、本件救済申立てをした。ところが、団体交渉においては双方の歩み寄りがなく(前記ア(ア)、 弁論の全趣旨)、都労委の斡旋も原告が直ちに拒否する(前記ア(イ))など、解決の糸口が見つからない状況であった。本件ビラ配布及びその公衆送信は、被告がこのような状況の下で、公衆に向けて、本件嘱託に関する組合活動の った。本件ビラ配ったとは困難である。 行ったものと認めることは困難である。

態様 (2) 態様 被告は、多数回にわたり、街宣活動とともに本件ビラ配布を行い、また、本件第1、第2ビラを公衆送信したこと( 争いのない事実等(4))により、その内容を広く世間一般に知れ渡らせたことは容易に推認することができる。しか しながら、このような態様でのビラ配布は、通常労働組合が情宣活動として行う態様を逸脱するものとはいえず、ま た、インターネットが普及した今日においては、組合ビラの内容を公衆送信することも目新しいものではない。そうだ とすると、前記本件ビラ配布及びその公衆送信の態様は、組合活動として社会通念上許容される範囲内のものというの が相当であり、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。

76日 という コステロ とほう にたり る血液は でんしょう。 (3) 影響等 本件全証拠を検討するも,本件ビラ配布及びその公衆送信によって,原告の名誉・企業イメージ・信用が毀損された ことにより,原告の営業等に影響が生じ,具体的な損害が発生したとまで認めるに足りる証拠は存在しない。 5 小括

\_ 原告が問題とする本件摘示事実については、被告は少なくとも真実と信 以上のとおり, 本件ビラの記載内容のうち、 の本件ビラ配布及びその公衆送信行為は、 正当な組合活動として社会通念上許容される範囲内のものであり、損害賠償 を命じなければならない程の違法性はなかったというべきである。 第 4 結語

以上によれば、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないから、これを棄却するこ ととする。 東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官 難波孝

裁判官 増永謙一郎 知野明 裁判官

(別紙1) 謝罪広告

新作品日本のおける。 貴社の放映するテレビコマーシャルの一場面及び広告・宣伝文句を無断転載した上、「約束を守らない保険会社にいざという時の「安心」をまかせられますか?」との見出しも付し、貴社が信頼に値する保険会社でなく貴社及びその保険商品の信用性に重大な問題があるとの印象を与えかねない内容のビラを作成・編集し、平成16年1月20日以降、不特定多数人に同ビラを配布するとともに、当組合の開設するホームページ中に同ビラの映像をアップロードし公衆送信しましたが、これにより、貴社の名誉及び信用を著しく毀損し多大のご迷惑をおかけして申し訳ありませ んでした

上記の配布及び公衆送信は当組合の思慮に欠ける非違行為であったことを率直に認め、ここに謹んで謝罪いたしま す。

平成 年 銀行産業労働組合 銀行産業力制組合 代表者中央執行委員長 P17 エイアイジー・スター生命保険株式会社 代表者代表取締役 P18殿 条件 字格 5 号活字 大きさ2段抜き